

みやま市集団けんしん等業務委託仕様書

本仕様書は、みやま市集団けんしん等業務について、企画提案書作成のために、基本的な仕様を定めたものである。本委託業務の受注候補者として選定された者は市と協議を行い、受注候補者の企画提案内容にあわせて仕様書を変更の上、契約を締結する。

1 業務名

みやま市集団けんしん等業務

2 業務目的

みやま市（以下、「発注者」という。）では、がんの早期発見による死亡者の減少や、生活習慣病の予防による医療費適正化を目指し、「健康増進法」、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」、「高齢者の医療の確保に関する法律」等に基づき、健康診査及びがん検診等（以下、「けんしん」という。）を複合的に実施している。

受診率の向上を図るため、集団けんしんに係る一連の手続きや運営を円滑・適正に実施することができ、かつ発注者の方針や状況に応じた事業展開ができる経験豊富な実施機関へ業務委託し、事業実施することを目的とする。

3 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3ヶ年）

4 集団けんしん概要

令和8年度の集団けんしんについては、以下のとおり実施する。令和9年度以降については、受診者数や動向等を鑑みて、双方協議の上決定する。

（1）けんしん項目

みやま市国民健康保険特定健康診査、基本健康診査（20～30代／生活保護受給者）、胃がん検診、肺がん検診、結核検診、喀痰検査、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査

（2）実施期間・実施日数

6月下旬から10月の間に、全26日程度を設定し、5月から予約受付を開始する。そのうち、7日程度、原則女性のけんしん従事者（事務員を除く）のみで対応する「女性の日」を設定する。同時に託児所を開設する。

（3）けんしん会場

実施場所	所在地
みやま市総合市民センターMIYAMAX	みやま市瀬高町下庄792番地1
まいピア高田	みやま市高田町濃施14番地

5 委託業務内容

- (1) 特定健康診査受診券の印刷・郵送
- (2) 予約受付システムの構築・導入・保守対応
- (3) 予約センターの設置・運営
- (4) 各種けんしん業務
- (5) 集団けんしん会場の運営
- (6) 啓発イベント等における人員配置
- (7) けんしんガイドブックの企画・制作・印刷

6 委託業務の詳細

(1) 特定健康診査受診券の印刷・郵送

- ① 発注者から提供する電子データ（被保険者番号、受診券番号、氏名、生年月日、住所、有効期限等）を基に特定健康診査受診券や封筒等を作成・印刷すること。なお、封筒は洋形 4 号を使用し、各用紙の色・種類については双方協議の上決定する。
- ② 受診券及び各種案内書類（3 種）を個人ごとに封入・封緘し郵送（料金後納郵便を想定、受注者負担）すること。なお、引き抜き対象者分は、対象者ごとにまとめて未封緘の状態で発注者へ納品すること。

(2) 予約受付システムの構築・導入・保守対応

① システム構築

受注者は、予約受付期間中において、対象者が電話又はWEBにてけんしんの予約が可能な以下のシステムを開発し導入すること。

ア 予約センターにおける電話予約受付システム

本委託業務にて設置する予約センターにおいて電話予約受付等を行うことができるシステムを構築すること。

イ けんしんWEB予約システム

対象者が、インターネットから予約受付を行うことができるシステムを構築すること。また、予約者が容易に申し込みできる予約画面レイアウトや予約手順の設計を行い、受診率向上に結び付けること。予約受付時間は、受付期間の全曜日で24時間対応とすること。

② システム・セキュリティ要件

ア 受注者は、発注者より提供される住民・資格データを用いて正確な予約受付等を実施できる仕組みを構築すること。ただし、当該データ伝送については、個人情報の取り扱いの観点からLGWAN回線もしくは閉域網回線のみ利用可とする。なお、閉域網回線を利用する場合は、受注者において接続に利用する機器及び回線を準備すること。

イ 各システム等を格納したサーバは、耐震又は免震機能、防火措置を有し、自家発電装

置や空調設備を備えた施設で管理すること。

- ウ 予約受付システムの端末については、専用端末とし、インターネット等の外部サイトとの接続を禁止する。
- エ 利用ログの取得等の認証管理を適切に行い、必要に応じ発注者に提供すること。
- オ 不正アクセスを検知・通知する機能を備えること。
- カ システムに対する不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上で遮断する機能を備えること。
- キ WEBアプリケーションの脆弱性をついた攻撃からシステムを保護する対策を備えること。
- ク ウイルスや不正アクセス等に対する万全のセキュリティ対策を行うこと。

(3) 予約センターの設置・運営

① 開設期間・受付時間

別途定める集団けんしん日程に応じて本業務の履行を完了するまでの期間とし、双方協議の上決定する。電話受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日等を除く）とする。なお、開設期間外及び時間外の受電対応についても、音声ガイダンス等により受付期間を案内するなどの対応を行うこと。

② 業務実施体制

運営にあたっては、発注者の実施規模、業務量等を総合的に勘案し、管理者、オペレータの必要な要員を配置すること。

③ 機器及び電話回線

本委託業務専用の電話番号として、フリーダイヤルを受注者において準備し、使用する機器及び電話回線については、受付体制及び受電件数見込みより必要な数量を受注者が算出し、双方協議の上決定すること。なお、架電集中時の混雑緩和のために、不通時は音声によるアナウンスを行うこと。

④ 業務マニュアルの作成

業務を行うために必要な業務マニュアルを作成し、その内容について発注者の承認を得ること。また、迅速かつ的確な対応ができるよう予約システムや電話機類の取り扱い、電話応対マナー等の業務に必要な知識を十分習得させること。なお、業務マニュアルには、以下の内容を含むこと。

ア 電話予約受付時のトークスクリプト

イ FAQ

ウ トラブル発生時のエスカレーションルール

エ 予約受付業務マニュアル

オ 個人情報の保護に関する事項

カ 進行管理表（業務全体のスケジュール等が分かるもの）

⑤ 予約受付業務及び問い合わせ対応

ア 電話による予約受付・予約変更・キャンセル

受注者が構築する予約受付システムを用いて予約受付等を実施する。なお予約は原則として先着順で受け付けること。予約変更・キャンセルの申し出があった場合は、聞き取りにより対象者を特定し、変更又はキャンセル処理を行うこと。

イ 資格確認

発注者が提供する住民・資格データに基づいて資格確認を行い、正確な予約受付を実施すること。

ウ 予約（電話受付・WEB受付）にかかる定員管理

予約枠は午前8時30分から11時30分で、30分単位で設定する。1日の定員は、午後1時までにはけんしんが終了できる人数（130～150名）とする。なお、予約状況により受付時間帯別の受付人数を柔軟に変更できること。

エ 予約済者への問診票発送

問診票を受診日の1週間前までに手元に到着するよう発送すること。なお、問診票発送前には資格確認を行い、資格喪失者の把握及び発注者への連絡を行うこと。また、問診票の未達、紛失等による個別の再発行依頼には速やかに対応すること。

発送物の印刷、封入・封緘・送付（料金後納郵便を想定）は受注者負担とし、委託料に含むこと。

オ 託児希望者の受付

各日程の予約締切後、随時、対象者リストを提出すること。提出後に変更が発生した場合には、随時、発注者への電話連絡を行うこと。

カ 集団けんしん全般にかかる問い合わせ対応

当年度のけんしん等実施内容・対象年齢・日程・個人負担金等の費用負担・予約方法等、広く住民に周知している基本的な内容の問い合わせに対応すること。

キ 災害時の対応

災害等によりけんしんを延期又は中止する場合には、双方協議の上で、予約者への電話連絡を行うこと。

⑥ 設備等の要件

ア 設置場所は、災害を考慮し、RC（鉄筋コンクリート）構造等で十分な耐震性を有する建物であること。

イ 入室制限ができる電子錠又は入室管理システムにて物理的な情報セキュリティ措置が実施されていること。

ウ 電話の応対については全通話を録音し、応対記録について随時検索・確認することができること。

⑦ その他

ア 受注者は、受診率向上に向けて、受電状況等を随時分析し、発注者が行う受診勧奨業務につながる提案やデータの提供を行うこと。

イ 受注者は、予約者名簿（電子データ）を発注者へ随時提出すること。また、発注者が予約状況を随時確認できる体制をとること。

（４）各種けんしん業務

① けんしん実施

ア 特定健康診査・基本健康診査

項目	対象者 (みやま市に住所を有する対象年齢の者)	個人 負担金
特定健康診査	40歳から74歳のみやま市国民健康保険の被保険者	500円 ※1
基本健康診査（20～30代）	20歳から39歳の者	500円
基本健康診査（生活保護受給者）	40歳以上の生活保護受給者	なし

※1 当該年度において40歳になる者については、個人負担金を無料とする。

特定健康診査は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」及び「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づき実施すること。なお、基本健康診査（20～30代／生活保護受給者）は、特定健康診査に準ずることとする。

区分		内容	
特定健康診査	基本項目	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長、体重、腹囲、BMI
		診察	理学的所見（身体診察）
		血圧	収縮期血圧、拡張期血圧
		血中脂質検査	空腹時中性脂肪※2、HDL-コレステロール LDL コレステロール※3
		肝機能検査	AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP）
		血糖検査※4	空腹時血糖、ヘモグロビン A1c
		尿検査	糖、蛋白
	詳細項目（医師の判断による追加項目）	貧血検査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値
		心電図検査	
		眼底検査	
		血清クレアチニン及び eGFR※5	
追加健診項目※1		尿酸、血清クレアチニン及び eGFR、尿潜血、ヘモグロビン A1c	

※1 追加健診項目は、基本的な健診の項目と併せて必ず実施すること。

※2 中性脂肪検査においては、空腹時中性脂肪を測定すること。やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪による中性脂肪検査を行うことを可とする。

※3 中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後に採血する場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール検査でも可とする。

※4 血糖検査においては、空腹時血糖及びヘモグロビン A1c を測定すること。やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、食直後を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。

※5 血清クレアチニン及び eGFR を「詳細項目（医師の判断による追加項目）」として実施した場合は、「追加健診項目」としては行わない。

イ がん検診等

がん検診等については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」、「健康増進事業実施要領」、「前立腺がん検診ガイドライン」、「肝炎ウイルス検診等実施要領」に基づき、以下のとおり実施すること。

項目			対象者※3 (みやま市に住所を有する対象年齢の者)	個人負担金 ※5
がん検診	胃がん検診 ※1	問診、胃部エックス線検査	40歳以上の者	500円
	肺がん検診 ※2	質問、胸部エックス線検査	40歳以上の者	なし
		喀痰細胞診検査	50歳以上のハイリスク者※4	300円
	大腸がん検診	問診、便潜血検査（二日法）	40歳以上の者	500円
	子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診、内診	20歳以上の女性	500円
	乳がん検診	問診、マンモグラフィ検査 (40歳から49歳は2方向、 50歳以上は1方向)	40歳以上で偶数歳の女性	500円
骨粗しょう症検診		問診、骨量測定（DXA法）	40・45・50・55・60・ 65・70歳の女性	250円
前立腺がん検診		問診、血清PSA測定検査	50歳以上の男性	500円
肝炎ウイルス検査		HBS抗原検査・HCV抗体検査	40歳以上で、今まで受けたことがない者	なし
		HCV核酸増幅検査	HCV抗体検査により中力価・低力価とされた場合	

※1 胃部エックス線検査と胃内視鏡検査（個別検診で実施）は1年度内にいずれかのみを受診とする。

※2 65歳以上は、感染症法に基づく結核・肺がん検診として実施。

※3 対象年齢の始期は、誕生日ではなく、年度末の年齢で判断するものとする。

※4 ハイリスク者とは、喫煙指数（喫煙年数×1日の本数）600以上であった者をいう。

※5 当該年度において40歳になる者、満70歳以上の市民、市民税非課税世帯に属する者、生活保護法の適用を受けている者、65歳以上の一定の障害がある者で後期高齢者医療被保険者となった者、無料クーポン券利用者については、確認証等の確認により個人負担金を無料とする。

ウ その他

・受注者は、福岡県後期高齢者医療広域連合との健康診査委託契約に基づき、後期高

齢者健康診査を同時に実施すること。また、各種集合契約に基づき、全国健康保険協会をはじめとした被扶養者等の特定健康診査についても同時に実施すること。

- ・事業評価に関しては、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握し、「事業評価のためのチェックリスト（検診実施機関用）」の遵守状況に基づいて、精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行うこと。

② けんしん結果の通知及び精密（再）検査対象者に係る業務

ア けんしん結果の通知

- ・受診後1ヶ月以内に郵送にて受診者に結果を通知すること。ただし、発注者が指定する受診者の結果は、封緘せずに発注者へ納品すること。
- ・けんしんの結果医療機関を受診する必要がある者には、結果及び精密検査等の方法や内容について通知し、適切な医療機関への受診勧奨を実施すること。なお、緊急を要する場合は、結果を通知する前に本人と発注者へ連絡し、直ちに精密検査を受診する旨を伝えること。
- ・みやま市国民健康保険特定健康診査、基本健康診査（20～30代/生活保護受給者）については、結果処理が終わり次第、けんしん実施日ごとにまとめて電子データで発注者に提出すること。
- ・がん検診等は、けんしん実施月ごとにまとめて電子データで発注者に提出すること。
- ・電子データの作成にあたっては、発注者が業務委託する健康管理システム業者と受注者が調整の上、健康管理システムの仕様に沿った形式で作成すること。

イ 精密（再）検査対象者に係る業務

- ・がん検診等の精密検査結果について、精密検査実施機関から報告を受け、把握すること。なお、精密検査結果とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報及び発注者が必要と定める情報を指す。
- ・がん検診等の精密検査の受診確認が取れない者について、けんしん実施から3ヶ月後と6ヶ月後に精密検査受診状況の確認、受診勧奨を行い、けんしん実施月ごとに受診勧奨状況と精密検査結果を報告すること。なお、調査に使用する様式や詳細な調査時期等については、別途協議を行うこととする。
- ・みやま市国民健康保険特定健康診査、基本健康診査（20～30代/生活保護受給者）について把握した精密検査結果は、けんしん実施月ごとに報告すること。
- ・当該年度における医療機関を受診する必要がある者の精密検査結果について取りまとめ、3月末に電子データを提出すること。また、がん検診等の精密検査結果については、翌々年度4月に最終報告として、再度電子データを提出すること。
- ・精密検査結果の各種電子データは、発注者が指定する形式で作成すること。

（5）集団けんしん会場の運営

① 運営全般

- ア 受診者のプライバシーに十分配慮して実施すること。

- イ 表示や案内係を配置することで、受診者の移動の順序を明確にし、受診の流れを理解しやすく、快適に受診できるようにすること。
- ウ 受診者の待ち時間を少なくするよう努力すること。やむを得ず、待ち時間が生じる場合であっても、受診者が不快に感じないよう環境に配慮すること。
- エ 受診者からの苦情及び事故の防止に努めること。苦情及び事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、速やかに発注者に報告するとともに内容や経緯、再発防止策を記載した報告書を提出すること。
- オ 採血後の痛みや腫れ、胃バリウムの誤嚥などのトラブルについては、けんしん終了後に受診者からの問い合わせがあることを想定し、受注者は相談や説明等に対応できる体制を遵守すること。
- カ 不測の事態が発生した場合には、発注者と協議し対応を決定すること。

② 準備、設営等

実施に伴う必要器具・物品の準備、業務に関わるスタッフの確保、当日の設営、受付事務、会場整理、受診者案内、後片付け等は受注者が責任をもって行うこと。また、けんしん日当日は、受付の開始に十分に間に合うよう設営を行う。なお、机・椅子・案内板は、けんしん会場の備品を使用することができる。

③ 実施体制

- ア 受付のほか、誘導、案内、説明、指導、介助、看護等、けんしん会場における受診者への一切の対応は、受注者が行う。受注者は、業務が滞りなく円滑に遂行でき、受診者が受診しやすい環境が整うよう、適切な職員数・検診車数を配置しなければならない。
- イ 受注者は、けんしん業務の経験豊富な者を現場責任者として定めること。現場責任者は、当日安全かつ的確に実施できるように総括するとともに、問題等が発生した場合には、発注者職員に報告して対応すること。

④ 当日受付

- ア 当日の予約者情報をもとに本人確認書類（運転免許証、資格確認書等）で受診資格の確認を行い、対象外の人へのけんしんは行わないこと。
- イ 受診者から6－（4）に記載の個人負担金を徴収すること。ただし、発注者が減免対象者と定める受診者についてはその限りではない。なお、万一徴収誤りがあった場合は、受注者が責任をもって受診者から徴収又は全額を補填等すること。
- ウ がん検診無料クーポン券や特定健康診査受診券の再交付申請があった際は、受診資格の有無を確認後、受診者に申請書を記載させ、受け付けること。

⑤ 最終受付

- ア 当日の案内漏れ項目がないことを確認し、発注者が実施する健康ポイント事業の申請書を使用してポイントの付与及び概要説明をすること。ポイントの付与には専用のス

タンプ（発注者より貸出）を使用する。また、当日の受診内容により、発注者が指定する資料を配布すること。

イ 当日のけんしん結果より、特定保健指導見込み対象者の振り分けを行い、特定保健指導初回分割実施ブースへ誘導すること。また、特定保健指導見込み対象者以外の受診者については、発注者の指示に従い誘導すること。なお、特定保健指導見込み対象者の振り分け条件については、双方協議の上決定する。

ウ 特定保健指導初回分割実施時に必要な情報（けんしん結果等）については、特定保健指導担当者へ提供すること。

（６）啓発イベント等における人員配置

発注者が企画するがん検診啓発等のイベントの実施日（１日最大８時間）に、啓発活動に従事する人員を１～２名配置すること。（保健師／事務員）

（７）けんしんガイドブックの企画・制作・印刷

市民がけんしんに関心を持ち、受診行動に繋がるような構成を企画し、制作編集及び印刷納品を行うものとする。

サイズ	横 210 × 縦 325 mm
ページ数	両面刷 8 ページ
刷色	4 色フルカラー
紙質	コート紙 110 kg
製本	中綴じ・ブラシ製本
作成冊数	18,000 部
納品場所	〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地 みやま市役所 健康づくり課 健康係
見本	見本については健康づくり課健康係にて閲覧可能。 ＜閲覧日時＞ 日程：公募開始日から仕様書に対する質問締切日時まで（閉庁日は除く） 時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 場所：健康づくり課窓口
その他	100 部毎帯封し段ボール箱に梱包の上、納品すること。 納入期限については、双方協議の上決定する。

7 機密保護

受注者は、業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令を遵守し、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

8 再委託

本業務の全部を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三

者に委託する場合は、あらかじめ発注者の承認を得ること。

9 使用权

受注者が本業務のために作成したデザインは、本契約完了後も発注者は受注者に無断で使用する事が可能とする。ただし、受注者が商標登録及び意匠権を取得している部分については、この限りではない。受注者は商標登録及び意匠権を取得している部分について予め発注者へ説明を行うものとする。受注者からの説明がなく発注者が無断で使用した場合は、受注者は発注者へ損害賠償を請求できないものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項又は制度改正や業務改善の提案等により、仕様に疑義又は変更の必要が生じた場合は、双方協議の上で、調整しこれを定めるものとする。